

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

(目指す姿)

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女間の社会的地位や経済的格差等があります。平成26年度の内閣府の男女間における暴力に関する調査によると、女性の約4人に1人は「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあると答え、約10人に1人は何度も被害を受けたことがあると答えています。

一方、平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査では、配偶者等からの暴力を受けた際に実際に取った行動は、「がまんした」割合が最も高く（女性43.8%、男性48.7%）、さらに、相談できる窓口を「知らない」と答えた人が14.6%（女性14.8%、男性14.3%）であり、市民への啓発・広報にあたっては、より効果的な方法や内容により行う必要があります。また、DVによる被害者・加害者を生まないためには、若年層に対する啓発が重要であり、子どもの発達段階に応じた教育が求められています。

これまで、配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制を整備し、被害者の置かれた状況等に応じて保護や、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、その他自立に向けた支援に取り組んできたところですが、今後、関係機関と連携協力の下、相談体制をさらに充実させ、被害者の保護から自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に一層取り組んでいく必要があります。

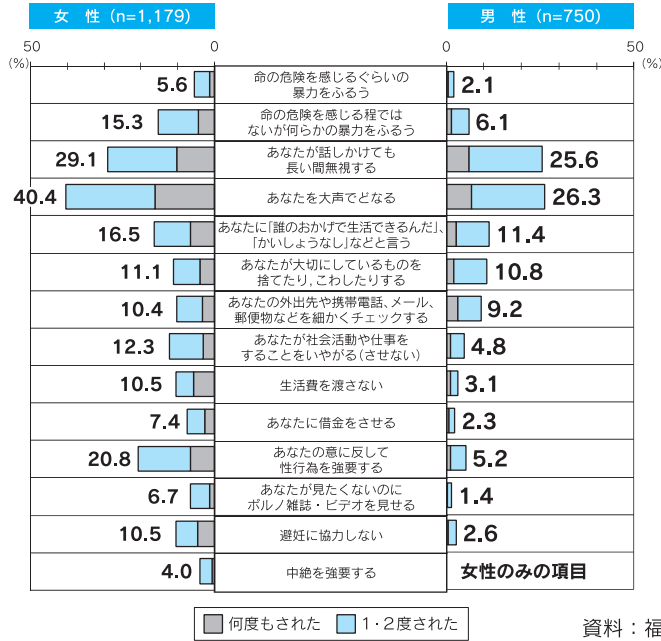
セクシュアル・ハラスメントについては、引き続き啓発や被害者支援を進め、働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由に受けるマタニティ・ハラスメント防止の啓発にも取り組む必要があります。また、性犯罪の防止及び被害者支援、DVと関連が深い児童虐待、インターネットや携帯電話を介した性被害、思春期の性発達段階に応じた教育や子どもの人権問題などについても幅広く取り組んでいく必要があります。

生涯を通じて健康を保持し、いきいきと元気に暮らすためには、性差などを踏まえた心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、生活習慣病予防や各種検診の推進を図るとともに、さらに、女性の就業者の増加や平均寿命の伸長等に伴い多様化している女性の健康問題への対応が求められます。また、固定的性別役割分担意識や長時間労働等の社会的慣行から男性も生きづらさを抱えており、心の病気や男性に多く見られる自殺の問題等にも社会全体で取り組む必要があります。

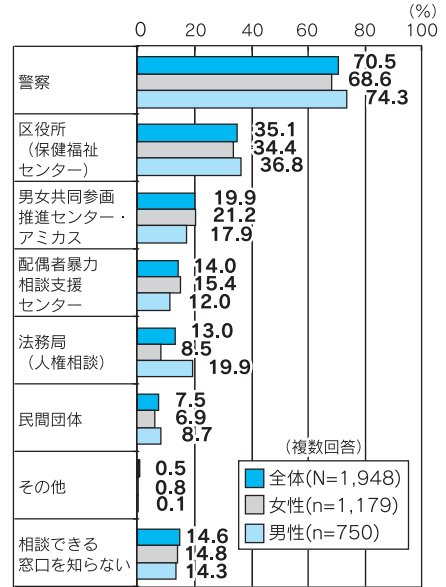
また、家事や子育て、介護は主に女性が担っているのが現状であり、男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、女性は、より正規労働に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭等への支援をはじめ、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供等を行っていく必要があります。

また、高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティであること等を理由として困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

○恋人、配偶者、パートナーから暴力を受けた経験について

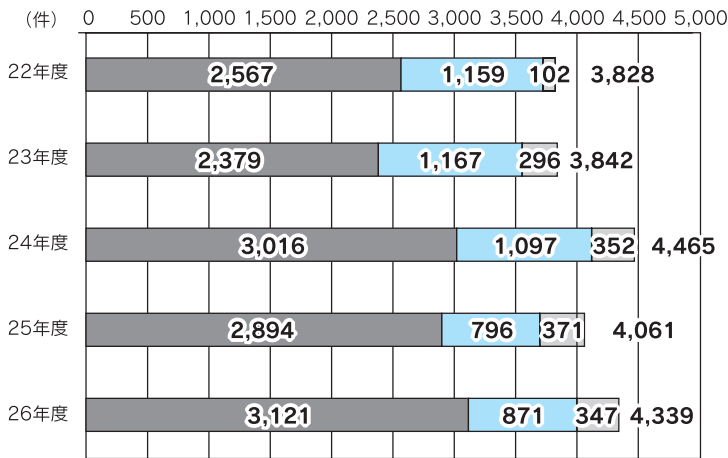


○恋人、配偶者、パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度



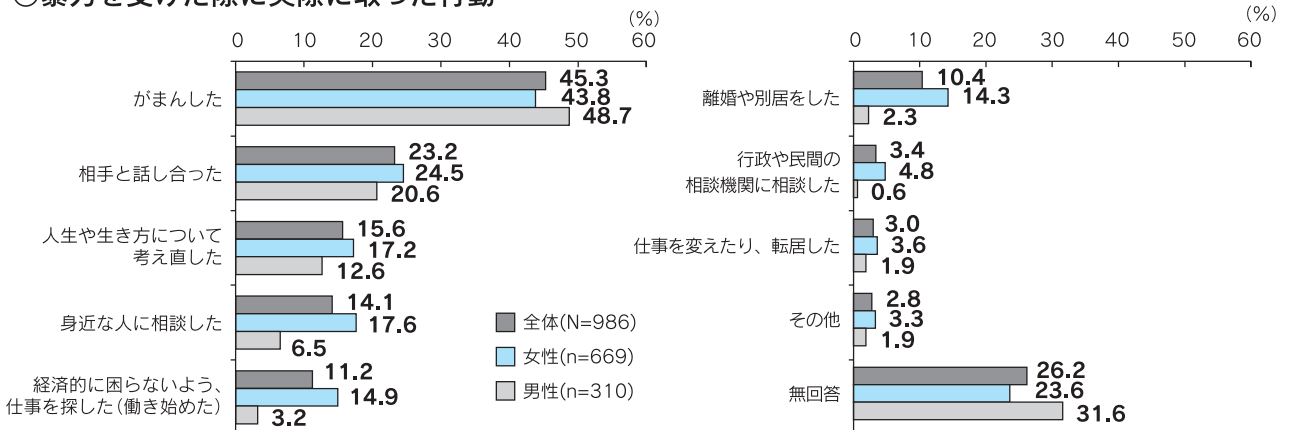
資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

○アミカス相談室・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数の推移



注：配偶者暴力相談支援センターは平成22年12月から。
資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

○暴力を受けた際に実際に取った行動



資料：福岡市 平成25年度男女共同参画社会に関する意識調査

基本目標 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

施策の方向 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】

配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。

| | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|----|---------------------|--|
| 14 | 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。 ● 被害者の早期発見・早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。 ● 配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。 ● 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集を行います。 |
| 15 | 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカスなどの機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。 ● 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。 ● 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。 ● 在住外国人の被害者に対し通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。 ● 高齢や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。 ● 相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 ● 相談員のメンタルヘルスに配慮します。 |

| | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|----|--------------|---|
| 16 | 保護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。 ●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。 ●シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。 |
| 17 | 被害者の自立のための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。 ●市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。 ●被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。 |
| 18 | 関係団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ●子どもに対する支援にあたっては、要保護児童支援地域協議会との連携を図ります。 |

施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

性犯罪被害を防止するため、広報・啓発を行います。また、犯罪被害者を支援するため、相談窓口の周知に努めます。

| | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|----|----------------------------|---|
| 19 | セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 | ●セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。 |
| 20 | 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 | ●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。 |
| 21 | 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 | ●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。 |
| 22 | 相談の充実 | ●セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 |
| 23 | 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援 | ●防犯出前講座の実施等により、性犯罪被害を未然に防止するための広報・啓発を行います。 ●相談窓口の周知に努めます。 ●福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。 |

施策の方向 3 生涯にわたる健康支援

思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。

市民や企業に対し母性の社会的重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など出産前から後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。

人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

| | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|----|-----------------------|--|
| 24 | 青少年に対する支援、意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう発達段階に応じた、エイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための教育や健康教育を実施します。また、教職員への研修の充実を図ります。 |
| 25 | 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民や企業に対して、次世代へ生命を受け継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。 |
| 26 | 妊娠・出産に関する健康管理の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 母親が安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、出産前から出産後まで一貫した保健対策を実施します。特に、妊婦の健康管理のための妊婦健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、妊産婦に対する保健サービスの充実を努めます。 ● 子どもを望む夫婦の不妊治療に関する経済的支援や相談体制の充実を進めます。 |
| 27 | ライフステージに応じた心身の健康管理の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。 ● 区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。 |

施策の方向 4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。
 高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

| | 具体的施策 | 具体的施策の内容 |
|----|------------------------|--|
| 28 | ひとり親家庭等への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。 ●ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座等の充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた生活の支援に取り組みます。 ●ひとり親家庭等に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。 |
| 29 | 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）において、高齢者の権利擁護についての相談・支援を行います。 ●単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。 ●障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）が配偶者暴力相談支援センターや区家庭児童相談室等関係機関と密接に連携し、相談支援の充実等に取り組みます。 ●性同一性障がいを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談を行います。 ●人権を尊重し多様性を認め合う社会となるよう、講演会や講座などを開催し、啓発に取り組みます。 |
| 30 | 経済的な困難を抱えた人の自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活自立支援センターにおいて、経済的に困窮した方からの相談を受け、各種関係機関と連携しながら経済的な自立を支援します。 |

主な事業 **基本目標 2** 「女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重され、
とともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します」

| 施策の方向 | 具体的施策 | | 担当局 |
|---------------------------|---|--|--|
| | | 事業 | |
| 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 | 14 | 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 | |
| | | 講座・講演会等による配偶者からの暴力防止に関する啓発 | 市民局 こども未来局 |
| | | 市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 | こども未来局 |
| | | 高校生等の若年層に向けたデートDV（交際相手からの暴力）に関する教育啓発 | こども未来局 教育委員会 市民局 |
| | | 相談窓口情報を掲載したカード、リーフレットの作成、配布 | こども未来局 市民局 |
| | | 国、自治体、民間団体等が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集 | こども未来局 |
| | 15 | 相談体制の充実 | |
| | | 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 | こども未来局 |
| | | 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 | こども未来局 区役所 |
| | | アミカス相談室における相談 男性のための相談ホットラインによる相談 | 市民局 |
| | | 区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談 | 保健福祉局 |
| | | 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 | 市民局 こども未来局 |
| | | 保護命令申立てについての情報提供、手続き支援 | こども未来局 区役所 |
| | | 被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、 就学、保育等の制度 | 財政局 市民局 こども未来局 保健福祉局 区役所 教育委員会 選挙管理委員会 |
| | | 配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援 | こども未来局 区役所 |
| | | 高齢者や障がい者施策関係機関との連携による相談対応 | 保健福祉局 区役所 |
| | | 外国人からの相談対応（民間支援団体や国際交流関係団体等との連携による相談対応、通訳確保の検討） | 総務企画局 こども未来局 区役所 |
| | | 被害者の早期発見のため、医療・保健・福祉・教育・保育関係者に対する啓発と連携 | こども未来局 保健福祉局 教育委員会 |
| | | 相談員研修の充実 | 市民局 こども未来局 |
| | | 配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修の推進 | こども未来局 |
| | 相談員連絡会議における情報交換等による連携強化 | 市民局 こども未来局 | |
| | 共通相談シート等の活用による相談窓口の連携強化 相談対応マニュアルの作成 | こども未来局 | |

| 施策の方向 | 具体的施策 | | 担当局 |
|---------------------------|--------------------------------|--|--|
| | | 事業 | |
| 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 | 16 保護体制の充実 | 危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 | こども未来局 区役所 |
| | | 被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した安全確保及び一時保護 | 保健福祉局 区役所 |
| | | 被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護の際の県や警察との連携 | こども未来局 区役所 |
| | | シェルターを運営する民間支援団体の活動支援 | こども未来局 |
| | 17 被害者の自立のための支援 | 市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 | 住宅都市局 |
| | | ステップハウス（被害者が自立に向けた準備をするための居住施設）事業の検討 | こども未来局 |
| | | ひとり親家庭支援センターにおける就業支援の利用（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業） | こども未来局 |
| | | アミカスにおける就業支援の利用（女性の就職を支援する講座、就職相談、資格取得・技能習得講座） | 市民局 |
| | | 公共職業安定所、職業訓練制度等の就業支援についての情報提供 | こども未来局 区役所 |
| | | 母子生活支援施設、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、生活保護等の制度の活用 | こども未来局 保健福祉局 区役所 |
| | | 被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、就学、保育等の制度 | 財政局 市民局 こども未来局 保健福祉局 区役所 教育委員会 選挙管理委員会 |
| | | 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 | 市民局 こども未来局 |
| | | 保護命令申立てについての情報提供、手続き支援 | こども未来局 区役所 |
| | | 区保健福祉センターにおけるカウンセリング機関についての情報提供、助言 | 保健福祉局 区役所 |
| | | 心理的ケアが必要な被害者に対するカウンセリング アミカスDV被害者支援のためのグループワーク | 市民局 |
| | | 配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援 | こども未来局 区役所 |
| | | 被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した支援 | 保健福祉局 区役所 |
| | | 被害者が外国人の場合、民間支援団体や国際交流団体との連携による支援 | 総務企画局 こども未来局 区役所 |
| | | 18 関係団体との連携 | 福岡市女性に対する暴力防止連絡会議による国、県、民間団体等との連携 |
| | 相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援 | | |
| | 被害者を支援する民間団体への支援と連携 | | |

| 施策の方向 | 具体的施策 | | 担当局 | |
|-----------------------------|-------|---|--|--|
| | | 事業 | | |
| 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止 | 19 | セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 | | |
| | | 「働くあなたのガイドブック」の発行 | 経済観光文化局 | |
| | 20 | 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 | | |
| | | 相談窓口 | 総務企画局 消防局 水道局 交通局 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 監査事務局 農業委員会 議会事務局 | |
| | | 人権研修 公務員倫理研修 職場研修支援 | 総務企画局 | |
| | | セクシュアル・ハラスメント防止研修 | 交通局 | |
| | 21 | 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 | | |
| | | セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修 | 教育委員会 | |
| | 22 | 相談の充実 | | |
| | | アミカス相談室 人権啓発相談室 | 市民局 | |
| | | 教育実習生に対するセクハラ相談窓口 | 教育委員会 | |
| | 23 | 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援 | | |
| 性犯罪抑止啓発事業 犯罪被害者対策 | | 市民局 | | |
| 3 生涯にわたる健康支援 | 24 | 青少年に対する支援、意識啓発 | | |
| | | 思春期相談 | | |
| | | 思春期ひきこもり等相談事業 | こども未来局 | |
| | | 女の子専用相談電話 | | |
| | | 性感染症予防対策 | 保健福祉局 | |
| | | 性教育の手引きに基づく指導 性に関する指導者研修会の開催 情報モラル教育の推進 | 教育委員会 | |
| | 25 | 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 | | |
| | | マタニティスクール 働くママとパパのマタニティスクール | こども未来局 | |
| 「働くあなたのガイドブック」の発行 | | 経済観光文化局 | | |

| 施策の方向 | 具体的施策 | | 担当局 | |
|---|--|---|--|--------|
| | | 事業 | | |
| 3 生涯にわたる健康支援 | 26 | 妊娠・出産に関する健康管理の支援 | | |
| | | 妊婦健康診査 産後サポート事業 母子巡回健康相談 母親の心の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業 | こども未来局 | |
| | | 妊婦歯科健康診査 | 保健福祉局 | |
| | 27 | ライフステージに応じた心身の健康管理の支援 | | |
| | | 子宮頸がん検診、マンモグラフィによる乳がん検診 健康教育・健康相談 健康づくりサポートセンター事業 精神保健相談及びうつ病予防対策 心の健康づくり事業 依存症・ひきこもり等専門相談 | 保健福祉局 | |
| | | 健康管理の支援のための講座 アミカス相談室 | 市民局 | |
| | | 性教育の手引きに基づく指導 性に関する指導者研修会の開催 | 教育委員会 | |
| | | | | |
| | 4 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | 28 | ひとり親家庭等への支援の充実 | |
| | | | 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 区家庭児童相談室相談員研修 | こども未来局 |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員研修 | | | こども未来局 保健福祉局 | |
| アミカス相談室 | | | 市民局 | |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | | | 保健福祉局 | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭支援センター事業 ひとり親家庭就業支援事業 就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター） ひとり親家庭自立支援給付金事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 児童扶養手当 | | | こども未来局 | |
| 就学援助 | | | 教育委員会 | |
| 市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置 | | | 住宅都市局 | |
| 29 | | | 高齢者、障害者等が安心して暮らすための支援 | |
| | | | いきいきセンターふくおか運営 成年後見制度利用支援事業 障害者基幹相談支援センター（虐待防止センター） 性同一性障害の専門電話相談（精神保健福祉センター） | 保健福祉局 |
| | | 人権総合講座（人権啓発センター） 市民グループ活動支援事業（アミカス） | 市民局 | |
| | | | | |
| 30 | | 経済的な困難を抱えた人の自立支援 | | |
| | | 福岡市生活自立支援センターにおける相談 | 保健福祉局 | |

